

第4次 本宮市多文化共生基本方針



MOTOMIYA

令和6年4月

目 次

第1章 第4次本宮市多文化共生基本方針の策定にあたって

- 1 方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 方針の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第2章 現状と課題、これまでの取り組みの評価

- 1 市の外国人住民の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 2 第3次基本方針の取り組み内容と評価・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3章 第4次基本方針の内容

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 2 施策の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 3 目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 4 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 5 実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 6 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第1章 第4次本宮市多文化共生基本方針の策定にあたって

1 方針策定の趣旨

今日の急速な技術の発展と、国を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、地球規模に拡大されています。また、国では少子高齢化による人口減少を背景に、外国人材の円滑かつ適正な受入れを推進するため「技能実習制度の見直し」を検討しており、日本社会における外国人就業者の重要性が一層高まっています。

本宮市においても、外国人住民数が年々増加しています。また、本市はプリンス・ウィリアムズ・パーク英国庭園の開園を契機に英国との交流を活発に行っていることから、異国の文化に触れる機会が多く、海外に積極的に関心を持つ土壌が育まれつつあります。

本宮市の特色を生かしたうえで、今後必要性が一層増していく「互いの文化を尊重し、多様性に富んだ活力ある地域社会」を築くため、子どもたちの国際感覚を養う取り組みの推進をはじめとして、成人や外国人を含む様々な市民に対し、必要な施策を整理し事業を組み立てることが、改めて求められています。

この度、市の最上位計画である本宮市第2次総合計画に基づき、本宮市の国際化の推進と多文化共生へ向けた施策実施のための方針「第4次本宮市多文化共生基本方針」を策定しました。教育部国際交流課が主管部署となり、庁内や関係機関と連携を図りながら官民協働でこの方針に基づいた計画的な施策の実施を推進していきます。

2 方針の役割

- (1) 市の総合的な国際化の推進と多文化共生へ向けた施策の方向性と、その実現のための具体的な方策を定めたものです。
- (2) 市民（外国人も含む）や様々な団体、事業所、学校に対しては、市と連携して多文化共生に向けた活動を行う際の共通認識となるものとします。

3 推進期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間を推進期間とします。

第2章 現状と課題、これまでの取り組みの評価

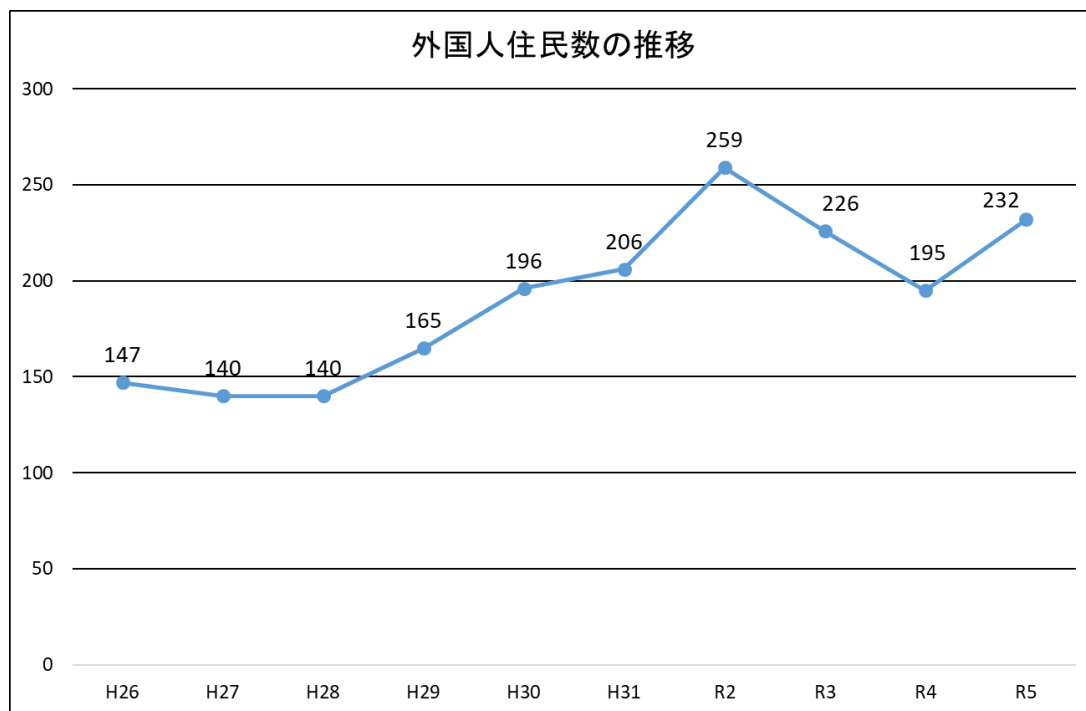
1 市の外国人住民の現状と課題

(1) 外国人住民数の推移

本市における令和5（2023）年3月末の外国人住民数は、232人です。

令和2（2020）年から世界に広まった新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人住民数は一時減少しましたが、令和5（2023）年から増加に転じています。

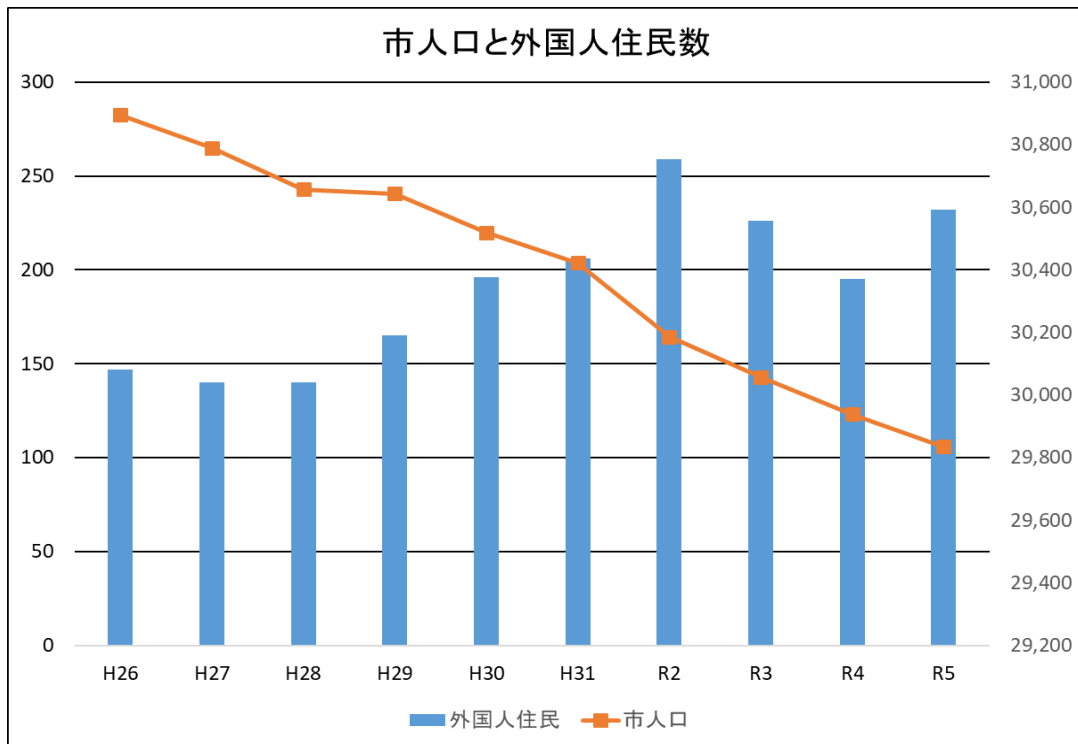
国内人口が減少する一方で、外国人住民は今後も増加することが予想されます。新たに来日する外国人が安心して生活を送れるよう、地域における情報の多言語化や日本語学習機会の提供、医療や福祉などの生活支援や地域住民との相互理解が必要となっています。



資料：外国人登録調査表・住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 市人口と外国人住民数の推移

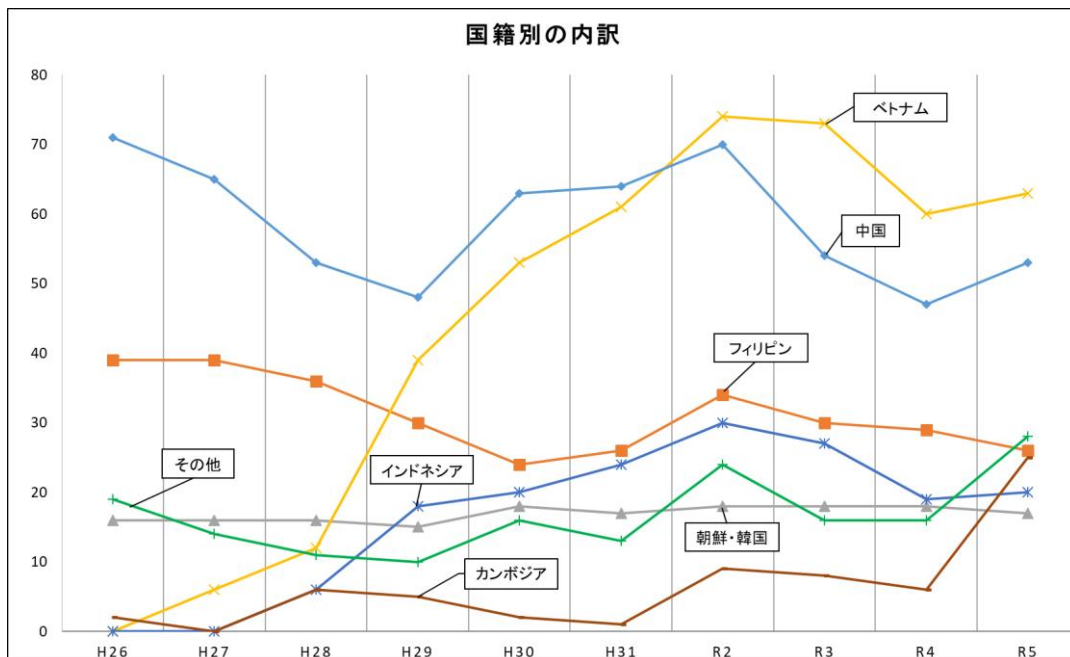
市人口と外国人住民数の推移を見ると、市人口が減少傾向であるに対し、外国人住民は増加しています。市人口に対する割合も、平成 26 年の 0.48% から令和 5 年は 0.77% と 1.6 倍に増加しています。



資料：外国人登録調査表・住民基本台帳（各年 3 月末現在）

(3) 国籍別外国人住民数の推移

ベトナム国籍が最も多く、近年大幅に増加しているのがカンボジア国籍です。中国国籍やフィリピン国籍も依然として多くを占めています。



資料：外国人登録調査表・住民基本台帳（各年 3 月末現在）

(4) 外国人国籍と住民数

本宮市内では 18 か国から来た外国人住民が暮らしています。地域別では、外国籍 18 カ国のうち東南アジアが 10 カ国で最も多く、人数も全体の 63%を占めています。英語圏からアジア圏まで多様な言語や文化を持つ人々が、身近に生活しています。

すべての市民が互いの基本的人権と文化的差異を認め合えるよう、多文化共生の理解を深めることが課題となっています。

また、外国人住民が地域で安心して生活できるよう、分かりやすく情報を伝える必要があります。

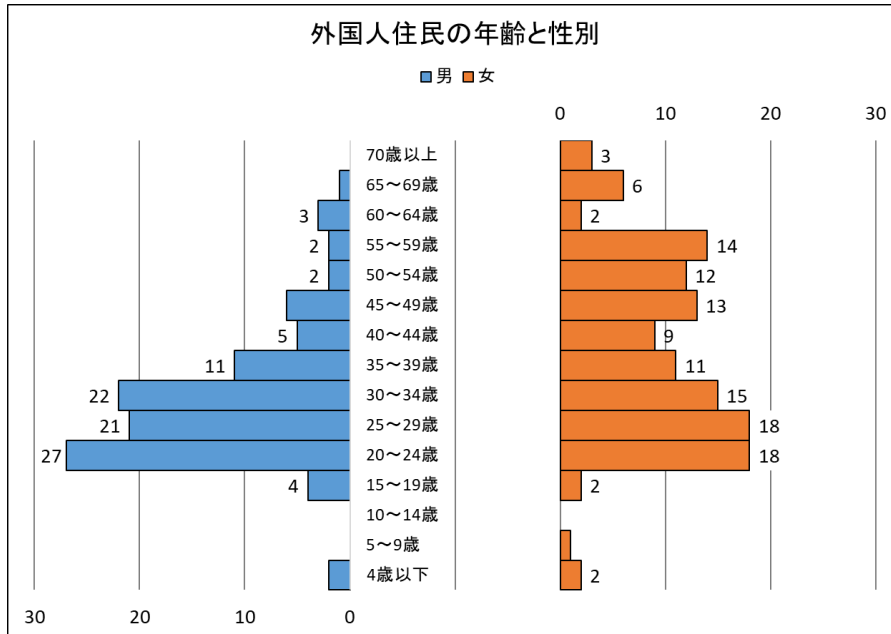
国籍※	男（人）	女（人）	計（人）	構成比（%）
ベトナム	48	15	63	27.2%
中国	13	40	53	22.8%
フィリピン	6	20	26	11.2%
カンボジア	0	25	25	10.8%
インドネシア	15	5	20	8.6%
朝鮮・韓国	6	11	17	7.3%
ネパール	5	2	7	3.0%
ミャンマー	4	1	5	2.2%
米国	3	1	4	1.7%
タイ	1	2	3	1.3%
台湾	1	1	2	0.9%
英国	0	1	1	0.4%
オーストラリア	1	0	1	0.4%
マレーシア	1	0	1	0.4%
ラオス	0	1	1	0.4%
ブルネイ	0	1	1	0.4%
東ティモール	1	0	1	0.4%
ブラジル	1	0	1	0.4%
合計	106	126	232	100.0%

資料：住民基本台帳（令和5年3月末現在）

※国籍については外務省の区分による。

(5) 性別・年齢別の外国人住民数

市内外国人住民の年齢別構成は、20代前半の男性が最も多くなっています。女性も20代が多い傾向です。



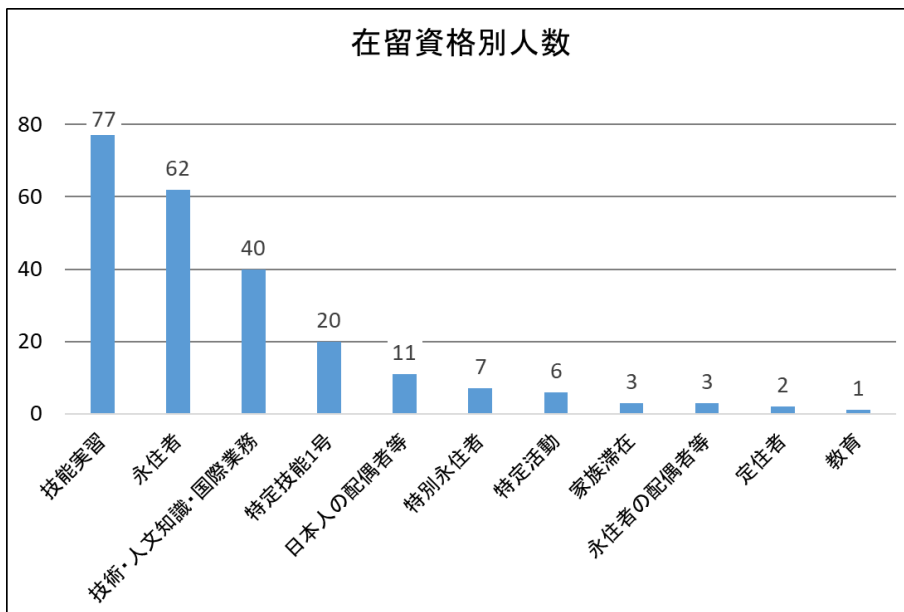
資料：住民基本台帳（令和5年3月末現在）

(6) 在留資格別の内訳

本市における在留資格別の外国人住民数をみると、「技能実習」と「特定技能1号」が合計97人で全体の42%、「永住者」が62人で全体の27%を占めています。

「技能実習」及び「特定技能1号」は在留期間が短期であるため、本市においては、長期的に滞在する方より短期的に滞在する外国人住民が多いようです。技能実習生たちは、20代から30代と若者が多く集団生活をしているケースがほとんどです。

このような若者も地域社会に関わり、充実した市民生活を送ることが必要です。



資料：住民基本台帳（令和5年3月末現在）

2 第3次基本方針の取り組み内容と評価

本宮市では、多文化共生へ向けた施策実施のための基本方針として、平成31(2019)年4月に「(第3次)本宮市多文化共生基本方針」を策定しました。

第3次基本方針では、基本方針を「市民や地域がグローバル感覚に優れ、外国人も住みよい、世界に開かれた活力あふれるまち」と掲げ、「国際理解を促進し、グローバル社会で活躍できる人材の育成」「外国人も暮らしやすい・訪れやすい、安心・安全な環境の整備」「地域力を活用した交流の促進と、未来へつなげる体制の整備」の3つの施策方針に基づき、多文化共生を実施してきました。

令和元年末から新型コロナウイルス感染症が世界に広がり、海外渡航が制限される状況が日本では令和5年4月まで続きましたが、制限された状況下においても各施策を推進し、基本方針の実現に向けて取り組みました。

(1) 国際理解を促進し、グローバル社会で活躍できる人材の育成

新型コロナウイルス感染症の影響で、外国人指導助手(ALT)の配置見通しが不透明になる期間もありましたが、推進期間5年間を通して、方針策定当初と同じ人員体制を確保し教育活動を進めることができました。

中学生の海外交流事業では、平成31(2019)年から英国生徒との生徒間交流を開始し、令和4(2022)年には英国の生徒が本市を訪問し交流を深めました。令和5(2023)年は4年ぶりに市内中学生が渡英し、相手校生徒と文化・スポーツ交流を行うことができました。帰国した中学生たちは、訪問の意義や自らの成長を市内外に伝えました。子どもたちがグローバル社会で活躍できる人材に成長するように、様々な年齢で異文化に興味を持つ機会が今後も必要です。

小中学生や市民を対象とした国際理解講座は、本市の基本事業として根付いており、幅広い年代へ海外の文化や生活環境を知る機会を継続して提供することができました。また、国際交流員による英国文化・英会話講座を定期的に行うことができ、気軽に参加し楽しむ雰囲気講座内に生まれ、異文化に対する心理的なハードルが低くなりました。多様な文化を身近に感じる土壌が育まれています。

(2) 外国人も暮らしやすい・訪れやすい、安心・安全な環境の整備

外国人住民が安心して暮らせるよう多様な言語・手段による生活情報の提供を進めました。本市では東南アジア系の外国人住民が多いため、簡単な日本語で短く表現する「やさしい日本語」の普及を図りました。「やさしい日本語」での生活情報パンフレットを作成し、インターネット上でも多言語版ホームページ専用サイトの構築を進めています。防災分野においても、「やさしい日本語」による防災講座を開催し、地域住民との連携や防災意識の向上を図りました。

また、海外に向けて、英語による情報発信をSNSやパンフレットにより行うことができました。

(3) 地域力を活用した交流の促進と、未来へつなげる体制の整備

平成 29(2017)年の英国ケンジントン&チェルシー王立区内「福島庭園」と本市「英国庭園」の姉妹庭園覚書締結を契機に、英国交流を活発に行っています。英国との絆により、国内外に本宮市を広く PR することができました。また、市民の中でも「英国」をキーワードに海外の文化を意識する機会が増え、『互いの文化を尊重する』機運が醸成されています。市役所内では「国際交流課」の設置及び各種事業の推進により、多文化共生の意識が浸透しました。

在住外国人を支援する市民団体「もとみや日本語教室」は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動休止が続きましたが、令和 5 年度から活動を再開することができました。外国人住民を支えるパートナーとして、今後も活動を支援してまいります。

第3章 第4次基本方針の内容

第3次基本方針の推進期間において、「英国交流」を代表する国際交流事業が発展した一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により海外渡航が制限され、一時は外国人住民の減少や交流事業の中止が続きました。

第4次基本方針においては、前方針を引き継ぎ、地域でのグローバル感覚の育成や外国人住民との相互理解を進め、誰もが充実して暮らせるまちづくりを進めます。

1 基本目標

市民や地域がグローバル感覚を養い、外国人も住みよい、
互いを尊重する活力あふれるまち

国際交流を推進し、多文化共生に対する理解を深めることで市民や地域のグローバル感覚を養い、国際化社会に対応することのできる人材の育成を図ります。

また、外国人住民が暮らしやすく、地域社会と理解しあい共生できるよう、安心・安全な環境を整えていきます。

こうした外に開かれた考え方や知識を持つ人材や、外国人にやさしい環境と英国庭園などの市独自の国際交流拠点を活かすことで、互いに尊重し活力あるまちを目指します。

2 施策の方針

基本目標を実現するために、次の3つの施策方針を定めます。

I 国際理解を推進し、グローバル社会と調和した市民の育成

1 幼少期からの国際理解教育の推進と異文化体験の機会の充実

幼少期から青少年期まで全ての年代を通して、国際理解教育の充実とコミュニケーション能力の向上を図ります。また「英国」を中心とした海外との交流を通して、国際的に活躍できるグローバル人材の育成を図ります。

2 市民の多文化共生意識の啓発

異文化理解や多文化共生をテーマとした講座や研修を実施し、市民の多文化共生意識の啓発を図るとともに、地域における国際交流機会を提供し、市民の国際化に対する意識や関心を高めます。

II 外国人が暮らしやすい、安心・安全な環境の整備

1 外国人住民の生活環境・交流の場の整備

多言語や「やさしい日本語」による生活情報の提供や相談体制を整え、外国人住民が地域で暮らしやすいよう生活環境を整備します。

また、外国人住民が地域と融和し、充実した生活が送れるよう交流活動への参加を推進します。

2 外国人住民の災害等への対応

言葉の壁などから災害時要支援者となりうる外国人住民の安全を確保するため、市内企業や外国人住民支援団体と連携するなど災害発生時の体制を整え、情報提供を適切に実施するとともに、防災講座の開催等により外国人住民の意識啓発を図ります。

3 海外出身児童生徒の教育環境の整備

日本語が不自由な海外出身児童生徒のために、家庭と学校との連携を強化し、学習支援員を配置するなど教育支援体制を整えるとともに、周囲とのコミュニケーションが不自由な保護者の支援を行います。

4 外国人来訪者にやさしい情報提供の推進

海外渡航制限が解除され、来日する外国人が増加しています。本市を訪れる外国人観光客や海外出張者がスムーズに滞在できるよう、分かりやすい情報発信を進めます。

III 地域力を活用した交流の促進と、未来へつなげる体制の整備

1 英国との絆を活用した国際交流の促進

英国ホランドパーク福島庭園と姉妹庭園である英国庭園を国際交流の拠点とし、本宮市の魅力を国内外に広く PR します。

また、英国に関連した文化・芸術など様々な分野での国際交流に取り組み、地域の活性化につなげます。

2 海外とのネットワークの強化と情報の発信

姉妹庭園を締結している英国ケンジントン&チェルシー王立区との関係を強化し英国との絆を深化させるとともに、在英福島県人会と連携して事業発展を進めます。

3 官民の協働ネットワークの形成

市民の国際交流活動を支援し、市民や市民団体、雇用企業との協働ネット

ワークの強化を図ります。

また、市役所内の事業推進体制を整備するとともに、県国際交流協会をはじめ、他自治体国際交流担当部署との協力体制を深めます。

3 目標値

本基本方針の達成状況を把握するための目標値を、本宮市第2次総合計画後期計画で設定している数値を基本として、3つの施策方針に沿い下記のとおり定めます。

I 国際理解を推進し、グローバル社会と調和した市民の育成

指標名	近況値 (2022)	目標値(2028)	総合計画目標値
国際理解講演会 実施回数 ・参加者数	(小中学生向け) 10回 540人	(小中学生向け) 現状維持	○
	(一般市民対象) 1回 11人	(一般市民対象) 2回 30人程度/年	
英語教室等実施回数 ・参加者数	3回 34人	12回 360人程度/年	○

II 外国人が暮らしやすい、安心・安全な環境の整備

指標名	近況値 (2022)	目標値(2028)	総合計画目標値
多文化共生講座 実施回数 ・参加者数	-	2回 50人程度/年	-

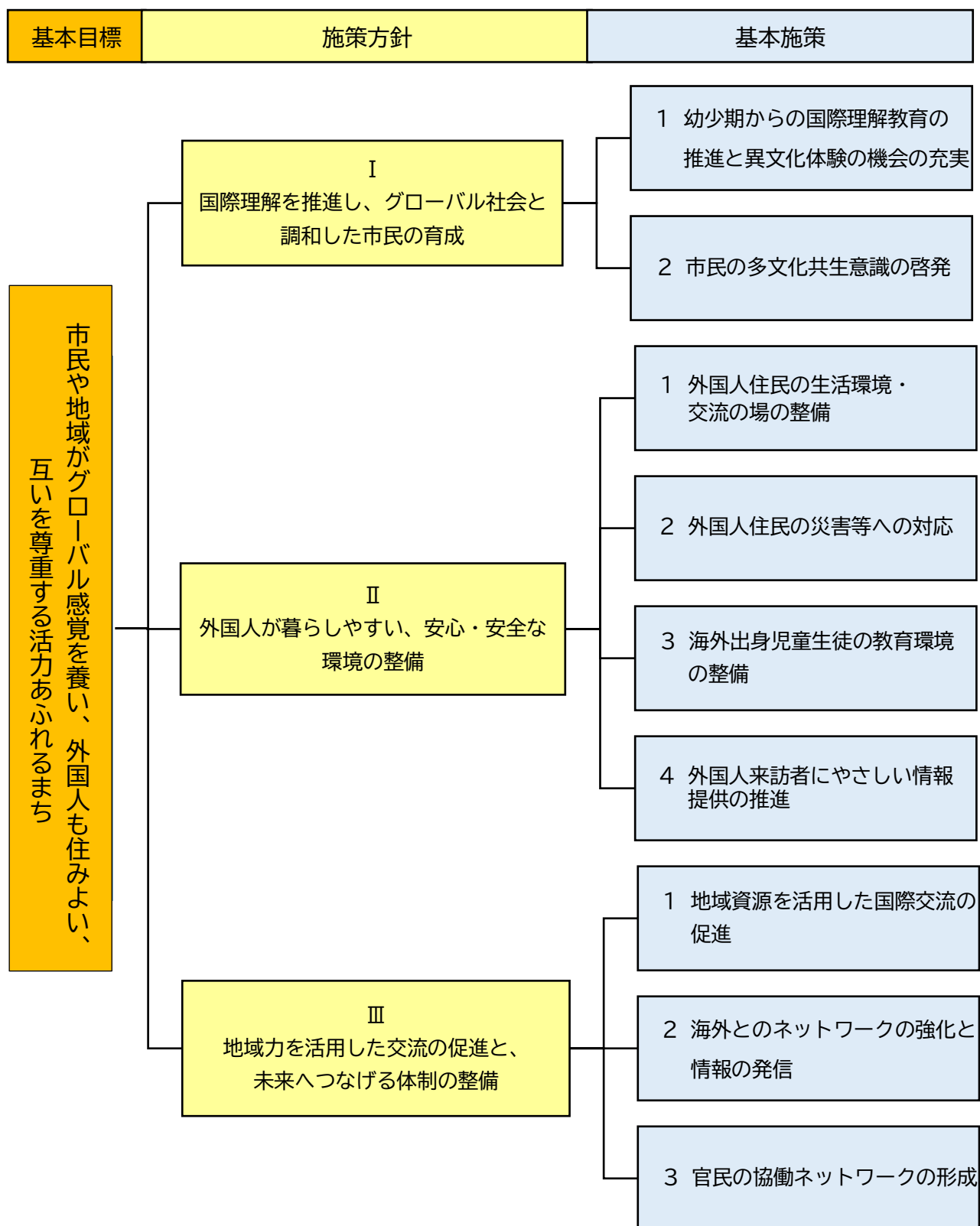
III 地域力を活用した交流の促進と、未来へつなげる体制の整備

指標名	近況値 (2022)	目標値(2028)	総合計画目標値
任意団体数※ ・参加者数	2団体 0人 (新型コロナウイルス感染症の 影響による活動休止)	2団体以上 50人以上	○

※任意団体：国際理解・多文化共生に関する活動を主体的に行う市民団体

4 施策の体系

基本目標を実現するための施策の柱と施策を次のように定めます。



5 実施計画

基本目標の実現のため、実施計画では各基本施策に基づき、市が推進期間中に実施する事業を掲載しています。

なお、事業の推進にあたっては、関係課と連携のもと全庁的に実施していくものとします。

施策方針Ⅰ 国際理解を推進し、グローバル社会と調和した市民の育成

基本施策1 幼少期からの国際理解教育の推進と異文化体験の機会の充実

施策① 幼少期からの国際理解教育及び英語教育の充実

事業	外国語指導助手招致事業			担当課	国際交流課
事業内容	小中学校の英語教育支援をベースとし、保育所・幼稚園も含め、英語指導助手が国際理解教育及び英語に親しむ教育を行う。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続				→

事業	新規 異文化体験講座			担当課	国際交流課
事業内容	児童生徒を対象に英国を中心とした異文化体験講座を実施し、子どもたちが海外へ興味を深める機会を設ける。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	新規	継続			→

事業	新規 国際交流員との交流会			担当課	国際交流課
事業内容	海外文化や英語に興味を持つ児童生徒を対象に、国際交流員と自由に交流するフリートークの場を設ける。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	新規	継続			→

事業	新規 国際交流員による学童保育訪問			担当課	国際交流課
事業内容	学童保育に国際交流員が訪問し、海外に親しむレクリエーションを実施することで、子どもたちが異文化や英語へ親しむ機会を増やす。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	-	新規	継続		→

施策② 児童生徒への国際理解講演会等の実施

事業	小中学校国際理解講演会の実施			担当課	国際交流課
事業内容	国際交流員及び福島県国際交流協会と連携し、小学生と中学生を対象とした国際理解講演会等を開催する。 また、英国関係者からの協力を得て、国際理解特別講演会を各中学校で開催する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→		→	→

施策③ 中学生の海外交流事業

事業	中学生の海外交流事業			担当課	国際交流課
事業内容	中学生の海外派遣等を実施しながら、異国文化の体験や海外の子ども達との相互交流を通して、国際性豊かな人材育成する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→		→	→

事業	拡充 英国訪問OB会交流事業			担当課	国際交流課
事業内容	英国訪問団に参加した中学生によるOB会による交流事業を行い、将来への意見交換による相互啓発を図る。また、OBが英国訪問体験を伝える活動を推進する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→	拡充	→	→

基本施策2 市民の多文化共生意識の啓発

施策① 市民向け国際理解講座の実施

事業	国際理解講座の実施			担当課	国際交流課 生涯学習センター
事業内容	①国際交流員及び福島県国際交流協会と連携し、市民を対象とした国際理解に関する講演会等を開催する。 ②成人講座及び美術展等において、国際文化をテーマとした講演会や異文化体験教室などを実施する。 ③国際交流員を通じて異文化交流会や、英会話講座を実施する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→		→	→

事業	新規 多文化共生講座の実施			担当課	国際交流課
事業内容	外国人住民と地域住民がともに安心して生活できるよう、地域の多文化共生意識の醸成を図る。地域や企業と連携した分かりやすい生活情報の提供や、外国人住民と地域住民との交流会を実施する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	新規	継続	→	→	→

施策② 国際交流活動の情報提供

事業	国際交流活動の情報提供			担当課	国際交流課
事業内容	国際交流活動（イベント・サークル等）の情報を収集し、広報やホームページで周知する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→	→	→	→

施策方針Ⅱ 外国人が暮らしやすい、安心・安全な環境の整備

基本施策1 外国人住民の生活環境・交流の場の整備

施策① 生活相談及び行政相談窓口の設置

事業	生活相談及び行政相談窓口の設置			担当課	市民課
事業内容	外国人住民の生活相談等の窓口を明確化し、相談に応じる。必要に応じ、国際交流員による通訳や福島県国際交流協会の多言語通訳サービスを利用し、対応する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→	→	→	→

施策② 多様な言語・手段による情報の提供

事業	生活支援事業の情報提供			担当課	国際交流課 市民課
事業内容	①外国人住民の生活支援事業及び活動の情報をまとめ、窓口やホームページ、雇用企業を通じて周知する。 ②外国人転入者等に日本語教室などの案内チラシを配布する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→	→	→	→

事業	「やさしい日本語」の普及			担当課	国際交流課
事業内容	外国人と日本語でのコミュニケーションを取れるように、「やさしい日本語」普及のための研修の実施や、「やさしい日本語」を使用したパンフレット等で情報提供を行う。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続				→

事業	拡充 多言語での生活情報発信の推進			担当課	国際交流課
事業内容	「やさしい日本語」をはじめ、英語・中国語・ベトナム語など多言語で情報を発信することにより、生活情報を円滑に伝える。ホームページやパンフレットで情報提供を行う。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	拡充	継続			→

施策③ 地域住民との交流の場の整備

事業	新規 多文化共生講座の実施 (再掲)			担当課	国際交流課
事業内容	外国人住民と地域住民がともに安心して生活できるよう、地域の多文化共生意識の醸成を図る。地域や企業と連携した分かりやすい生活情報の提供や、外国人住民と地域住民との交流会を実施する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	新規	継続			→

基本施策2 外国人住民の災害等への対応

施策① 外国人住民の災害発生時の対応

事業	外国人住民の災害発生時の対応			担当課	防災対策課
事業内容	災害時の外国人住民の対応について、市内企業や外国人住民支援団体との連携を強化し、避難誘導・安否確認・情報提供の体制を整える。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続				→

施策② 外国人住民に対する防災意識の啓発

事業	外国人住民に対する防災意識啓発事業	担当課	国際交流課 防災対策課		
事業内容	災害発生に備えて外国人住民の防災意識を高めるため、地域住民と連携した「やさしい日本語による地域防災講座」を実施する。また、市が実施する防災訓練への外国人住民の参加を促進する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続				→

基本施策3 海外出身児童生徒の教育環境の整備

施策① 海外出身児童生徒サポート事業

事業	海外出身児童生徒サポート事業	担当課	幼保学校課		
事業内容	日本語が不自由な海外出身児童生徒のために通訳サポート講師などの学習支援員を小中学校へ派遣する。 また、周囲とのコミュニケーションが不自由な外国籍保護者の支援を行う。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続				→

基本施策4 外国人来訪者にやさしい情報提供の推進

施策① 多様な言語・手段による情報提供

事業	市内施設表示や観光案内等の分かりやすい情報提供	担当課	国際交流課 商工観光課		
事業内容	市内公共施設表示について、多言語やピクトグラム（視覚記号）併記を進める。また、観光や地域案内についても、多言語による情報発信を行う。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続				→

施策方針Ⅲ 地域力を活用した交流の促進と、未来へつなげる体制の整備

基本施策1 地域資源を活用した国際交流の推進

施策① 姉妹庭園をはじめとする多様な国際交流の促進

事業	姉妹庭園をはじめとする多様な国際交流の促進			担当課	国際交流課 都市整備課
事業内容	英国ホランドパーク福島庭園との姉妹庭園に関する交流をはじめ、文化や芸術などを通じた様々な国際交流の促進を行う。 また、英国でのイベント等に市特産品を提供し、本市のPRを推進する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→	→	→	→

基本施策2 海外とのネットワークの強化と情報の発信

施策① 海外とのネットワークの強化

事業	拡充 海外関係機関とのネットワークの強化			担当課	国際交流課
事業内容	英国ケンジントン&チェルシー王立区との関係を強化し英国との絆を深化させるとともに、在英福島県人会など海外の関係機関と継続して情報交換を行う。また、自治体国際化協会ロンドン事務所への職員派遣に伴い、英国でのネットワーク強化を推進する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	拡充	継続	→	→	→

施策② 海外に向けた情報の発信

事業	海外に向けた情報の発信			担当課	国際交流課 秘書広報課
事業内容	フェイスブックなどのSNSを活用し、多言語での情報発信を行い、市の魅力を世界に発信する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→	→	→	→

基本施策3 官民の協働ネットワークの形成

施策① 多文化共生活動助成金制度の運用

事業	多文化共生活動助成金制度の運用			担当課	国際交流課
事業内容	国際理解と多文化共生のまちづくりに積極的に取り組む市民及び団体を支援するための助成金の交付を行う。 広報やホームページでの周知を図り、新規団体設立の推進を行う。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→	→	→	→

施策② 国際交流活動を行う市民団体等との協働

事業	国際交流活動を行う市民団体等との協働			担当課	国際交流課
事業内容	国際交流や多文化共生のまちづくりに取り組んでいる市民団体の活動を振興するため、団体と協働して広報等を行う。また、外国人住民を雇用している企業との連携を深め、ニーズに合わせた各種事業の展開を進める。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→	→	→	→

施策③ 庁内における国際化・多文化共生推進体制の推進

事業	庁内における国際化・多文化共生推進体制の推進			担当課	国際交流課
事業内容	庁内において国際化・多文化共生推進に基づいた事業連携を推進する。また、市職員の国際対応力向上のための研等を実施する。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→	→	→	→

施策④ 庁外関係機関との連携

事業	庁外関係機関との連携			担当課	国際交流課
事業内容	福島県国際交流協会及び他市町村の国際化・多文化共生推進担当部署との連携を深める。				
事業計画	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
	継続	→	→	→	→

6 進行管理

基本目標の達成のためには、効率的なPDCAサイクルを途切れることなく回し、しっかりと進行管理していくことが必要です。

社会情勢の変化や毎年度行う成果の検証等を踏まえ、必要に応じて施策方針や事業の見直しを行っていきます。

